

福祉のひろば

在日外国人等 高齢者・障害者 福祉給付金

在日外国人等の高齢者および障がいのある方で、現在、年金制度上いずれの公的年金も受給できない方を対象に、在日外国人・障害者福祉給付金を申請月から支給します。支給に当たっては、満たすべき要件が複数ありますので、詳しくはお問い合わせください。

■給付額1万円（月額）※ほかの手当等を受けている方は、その差額を支給します

申請書（地域福祉課で配布）に必要書類を添付し、直接、地域福祉課地域福祉係（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9915）へ

第93回こがねい高齢者交流会

― 演芸鑑賞と茶話会

時 6月7日（木）、14日（木）午後2時30分～4時

所 小金井 宮地楽器ホール小ホール

対 70歳以上のひとり暮らしの方 ※同一または隣接した敷地・建物内に配偶者または2親等以内の血族が居住している方を除く

定員 40人（申込



順）**¥500円**他以前参加した方には案内を郵送しました**申5月25日**までに、電話で社会福祉協議会（☎042-387-0001）へ

認知症高齢者を支える介護者の集い

認知症についてお互いの苦労や悩みを話し合っ、一緒に学んでいきましょう。

時 原則毎月第一土曜日午後1時30分～3時 所 本町高齢者在宅サービスセンター 対 認知症高齢者の介護をされている方、認知症ケアに関心のある方 申 電話で同センター（☎042-388-8011）へ

高齢者いきいき活動講座 清水智子先生と歌いましょう

明るい先生の指導のもと、皆さんと一緒に世界と日本の抒情歌を楽しく歌いましょう。

時 6月20日（水）、7月4日（水）、18日（水）、31日（火）

所 社会福祉協議会 清水智子さん（ソプラノ歌手） 対 市内在住のおおむね60歳以上の方 定員 50人（多数抽選）

申 5月25日（必着）までに、往復はがきに住所・氏名（ふりがな）・年齢・性別・電話番号を明記し、社会福祉協議会「清水智子先生と歌いましょう係」（〒184-0004 本町5-36-17 ☎042-386-00294）へ



まなぶ・語る・つながる 家族の会 認知症を知ろう

認知症の方と日々接する講師と一緒に、認知症を正しく理解し、本人が安心して、介護者に役立つ情報を学びませんか。

介護が必要な方がいて、会への参加が難しい場合はご相談ください。

時 6月9日（土）午後1時～3時 所 小金井がし地域包括支援センター 講 福井智哉さん（中町高齢者在宅サービスセンター相談員） 定員 15人（申込順・介護者を優先） 申 5月15日から、電話で同センター（☎042-388-6514）へ

善意の輪

社会福祉協議会取扱分

◎3月分

【一般寄附】

▽5千円 多摩友の会 千898円 〓ゆめ工房 さくら 千117円 〓ちよこっと募金箱4件

【特定寄附】

◆子育て事業のために

▽6千円 〓カントリーパート ナーズ 〓1万円 〓東町五丁目町会 〓千544円 〓緑町あおぞら子供会 〓千21円 〓つきみの園

◆ボランティア・市民活動のために 〓千円 〓匿名

ヘルプマークを配布しています

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、考案されたマークです。

ヘルプマークを身に付けていた方を見かけた際は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

対 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

所 自立生活支援課（市役所第二庁舎2階）、障害者福祉センター、児童発達支援センター 〓らり、子ども家庭支援センター、社会福祉協議会、公民館各館、図書館本館

問 自立生活支援課（☎042-387-9848）



福祉サービス第三者評価 受審費の一部を補助

市では、福祉サービス提供事業者が「福祉サービス第三者評価」を受審した場合に、その受審費用の一部を補助します。福祉サービス第三者評価とは、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が、福祉サービスを評価するものです。

その結果は、（公財）東京都福祉保健財団が運営する「とうきょう福祉ナビゲーション（http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/）」などのホームページで公表され、福祉サービスの利用者が、サービスを選択する際の情報として、また福祉サービス提供事業者の事業改善のために活用されます。

市内に次の福祉サービスを提供する事業者があり、第三者評価の結果の公表に同意できる事業者

▷高齢系＝小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など

▷障害系＝居宅介護、短期入所、障害児通所支援

▷子ども家庭系＝認可保育所（民設）、認証保育所A型・B型

申 6月22日までに、所定の申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要書類を添付し、地域福祉課地域福祉係（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9915）へ



ご紹介します

ヘルプカード

「ヘルプカードとは」

「ちょっと手助けが必要な方」と「ちょっと手助けをしたい方」を結びつけたい方」をつくるカードで、市内在住の障害者手帳をお持ちの方、難病者福祉手当を受給している方に配付しています。

このある方の通所施設・関係機関

「ヘルプカード協力店」

ヘルプカードを幅広く周知する目的で、各商店街のご協力のもと商店の店頭等にステッカーを掲示しています。

専門的な支援はお店ではできませんが、ステッカー掲示のあるお店は「障がい・難病に理解のあるお店」「ヘルプカードを知っているお店」です。

「ステッカー掲示店募集」

ヘルプカードを周知する



ため、ステッカー掲示店を募集しています。幅広く知れ渡ること初めて機能するカードですので、ご協力をお願いします。今後制作するヘルプカード冊子に協力店マップを掲載予定です。

問 自立生活支援課（☎042-387-9848）